

国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査

＜調査結果に基づく勧告＞

ポイント

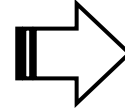
- 本調査は、国家公務員及び行政に対する信頼を確保する観点から、国家公務員として遵守すべき各府省に共通する基本的な法令等に係る取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況について全府省を調査
- 調査した結果、倫理の保持、セクハラ防止、内部監査、内部通報に係る取組及び非違行為に対する対応等について、法令等遵守の推進を図る上で課題がみられたことから、全府省に対し、勧告を実施

本行政評価・監視は、本省行政評価局、8管区行政評価局（支局を含む。）及び6行政評価事務所が調査を実施

調査の背景と勧告事項（概要）

背景

- 国家公務員は、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、その職務に精励することが肝要。しかし、近年、一部職員の不祥事により、国民の信頼を大きく損なうような事態が発生
 - ・ 一般職国家公務員の懲戒処分数の推移
平成10年 1,675人 → 平成19年 2,597人（約1.6倍増）
- 国民の安心・安全の意識が高まる中、民間企業等は法令等遵守（コンプライアンス）の推進を重要視。国の行政機関も同様に危機意識を持つことが重要
- 国民の信頼を回復するためには、各府省が、公正な職務遂行に対する国民の強い期待、要請を認識した上での公務の遂行が必要



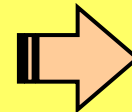
本調査は、国家公務員及び行政に対する信頼を確保する観点から、国の行政機関の法令等遵守に係る取組の実態を把握

⇒ 全府省を対象に、国家公務員法を始めとする国家公務員に共通して遵守が求められる法令等に着眼し、①倫理の保持、②セクハラ防止、③内部監査、④内部通報に係る取組、⑤非違行為に対する対応等の状況等について調査

※ 全16府省の本府省等（本府省16機関及び外局17機関の計33機関）及び地方支分部局等（133機関）の計166機関を対象に調査を実施

主な勧告事項

- 1 法令等遵守に係る取組の推進
 - (1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進
 - (2) セクハラ防止等の推進
 - (3) 内部監査の的確かつ効果的な実施
 - (4) 内部通報制度の実効性の確保
- 2 非違行為に対する適切な対応の確保



勧告日：平成21年3月27日

勧告先：全府省

1 法令等遵守に係る取組の推進

(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

報告書
P 56～

仕組み

- 倫理法・倫理規程において以下を規定
 - ① 職員の禁止行為（規程第3条）
 - ・ 利害関係者から贈与や供応接待を受けること
 - ② 各省各庁の長の責務（規程第14条）
 - ・ 研修等により職員の倫理感のかん養・保持に努めること
 - ③ 贈与等の報告・閲覧
 - ・ 事業者等からの5千円超の贈与等について、四半期ごとに贈与等報告書を提出（法第6条）
 - ・ 上記のうち2万円超のものについて、何人も閲覧請求が可能（法第9条）
 - 倫理の保持のための内部通報制度（※）について、国家公務員倫理審査会は、①電話・面談等多様な通報手段を認めること、②匿名による通報も受け付けること、③通報内容、処理結果を倫理監督官（事務次官等）に報告させることについて配慮を要請
- ※ 職員からの倫理法令違反の通報を受け付け、処理する制度

調査結果

- 遵守事項を職員に浸透させるための取組が不十分
 - ・ 新たに職員になった者にしか研修を実施していない（1府省1機関）
 - ・ 倫理に係る遵守事項の職員への浸透度の把握が行われていない（14府省28機関）
- 贈与等報告に係る取組の徹底が不十分
 - ・ 職員の失念、制度の理解不足等により、贈与等報告書の提出遅延が多数発生（15府省231件（平成16年度～18年度））
- 内部通報制度の整備が不十分
 - ・ 内部通報窓口が整備されていない（3府省4機関※）
 - ・ 規程上、通報手段に係る規定又は電話や面談を通報手段として位置付ける旨の規定がない（12府省19機関）
 - ・ 匿名による通報を受け付ける旨の規定がない（11府省19機関）
 - ・ 通報内容、処理結果を倫理監督官に報告する旨の規定がない（14府省27機関）

※ うち1府省2機関は平成20年中に廃止

勧告要旨

- ① 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること。（1府省）
倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。（14府省）
- ② 贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。（15府省）
- ③ 内部通報窓口を整備すること。（2府省）
電話・面談による通報、匿名による通報を受け付けることについて、規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。（15府省）

(2) セクハラ防止等の推進

仕組み

- セクハラ防止規則（人事院規則）は、各府省に以下の措置を講ずるよう規定
 - ① セクハラ防止・排除のための措置
 - ② 問題が発生した場合に適切に対応するための措置
- 人事院は、具体の措置として以下を規定
 - ① 新規採用職員等に対する研修の実施
 - ② 組織構成、各官署の規模及び性別等に配慮した相談体制の整備
 - ③ 相談体制の明示
 - ④ 問題を迅速かつ適切に解決する相談員の責務等
- これらを受け、各府省は規程を整備

調査結果

- **研修等の実施が不十分**
 - ・ 新たに採用した職員に対して研修を実施していない（1府省1機関）
 - ・ 一般的に立場が弱いとされている非常勤職員に対して、採用時にセクハラ防止のための周知を行っていない（13府省23機関）
- **相談員の配置が不適切**
 - ・ 各官署の規模や女性職員数に見合った相談員の配置が行われていない（5府省11機関）
⇒ 中には職員数400人以上、うち女性職員数が90人以上の管区機関で男性相談員を1人しか配置していない例がみられる
- **相談員に対する研修等の実施が不十分**
⇒ 新規相談員の配置時に、研修や資料の配布等が行われていない（7府省12機関※）

※ うち1府省2機関は平成20年中に廃止

勧告要旨

- ① セクハラに関する基本的な事項について理解させるため、新たに採用した常勤職員に対して研修を実施すること。（1府省）
非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。（13府省）
- ② 対象となる職員の配置数・性別等に留意して相談員を適切に配置すること。（5府省）
- ③ 新たに配置した相談員に対し、相談業務が円滑に行えるよう、必要な支援を行うこと。（6府省）

(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施

仕組み

- 各府省は、内部監査として、①事務・事業の執行に関する「業務監査」と②会計経理に関する「会計監査」を実施
- 「業務監査」のうち、保有個人情報や情報セキュリティの分野については、政府としての統一的な基準(※)を踏まえ各府省が策定した規程や基準に基づき、監査を実施
- 会計監査結果の改善措置結果の早期把握、組織全体への周知は、会計監査の有効性を一層高め、会計業務の適正な執行に資するために有効
 - ※・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)(安全確保指針)(平成16年9月14日総管情第84号)
 - ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(統一基準)(平成17年12月(全体版初版))

調査結果

- 規程や基準に基づき業務監査を実施していない
 - ・ 保有個人情報監査(2府省4機関)
 - ・ 情報セキュリティ監査(2府省4機関)
- 会計監査の実施が不十分
 - ・ 監査結果に対する改善措置結果を報告させる旨の規定がない又は不十分な例(6府省7機関)
規程の有無にかかわらず改善措置結果の報告を行わせていない例(3府省3機関)
 - ・ 監査結果を組織全体に周知していない機関(9府省10機関※)

※ うち1府省1機関は平成20年中に廃止、2府省2機関は調査途上で改善

勧告要旨

- ① 安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること。(3府省)
- ② 会計監査の改善指示等に対する措置結果を期限を付して報告させることなどを規定し、これに基づき、監査部署の責任者が対応状況を早期かつ的確に把握すること。(7府省)
同旨の事態の再発防止を図るため、会計監査の結果を、会計業務関係部署全体に対して周知すること。(7府省)

(4) 内部通報制度の実効性の確保

仕組み

- 各府省は、内部の職員等からの法令違反等に関する通報（内部通報）を的確に処理するため、ガイドライン（※1）において、
 - ① 内部規程の作成、総合的な窓口の設置等通報処理の仕組みを整備すること
 - ② 通報の受付、調査の実施等通報の処理
 - ③ 通報者等の保護等の基本的な事項を申し合わせている。
- ガイドラインにおいては、「当該行政機関についての法令違反行為」（職務上の法令違反行為）のほか、「適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実」が通報対象範囲とされている。（※2）

※1 「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成17年7月19日関係省庁申合せ）

※2 ガイドラインの通報対象範囲は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）において規定されている425法律（平成21年1月5日現在）に限定されていない。

調査結果

- **通報規程や窓口が未整備**
 - ・ 通報規程や通報窓口を整備していない（3府省4機関※）
- **通報対象範囲の拡大の余地**
通報対象範囲について、
 - ・ ガイドラインに則しておらず、公益通報者保護法に規定されている対象法令違反に限定している機関（2府省4機関）
 - ・ 15府省25機関は職務上の法令違反行為を規定
このうち、拡大例として
 - ⇒ 1府省1機関は、適正な業務の推進のために、i) 職務上の内規違反行為、ii) 職務外の法令違反行為、iii) 職務外の条例違反行為など法令等違反行為全般を対象
 - ⇒ 4府省7機関は、職務上の内規違反行為又は職務外の法令違反行為を対象

※ うち1府省2機関は平成20年中に廃止

勧告要旨

- ① 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関は、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと。（2府省）
- ② 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定している機関については、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること。（2府省）
通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関は、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為など適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。（14府省）

2 非違行為に対する適切な対応の確保

(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保

仕組み

- 非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、速報・連絡体制の確立が重要
- 懲戒処分に至らない訓告・嚴重注意等の矯正措置は、法令上の措置ではなくその取扱は各府省の措置権者にゆだねられた指導監督上のものである。
⇒ 公平性・透明性の確保のため、規程の整備が必要

調査結果

- 即応体制、処分等手続について規程の整備状況からみると
- ・ 非違行為の速報・連絡体制の手順等に関する規程を未整備（13府省 24機関）
 - ・ 矯正措置に係る規程を未整備（6府省 9機関）
 - ・ 矯正措置全般に係る量定基準を規程として整備している機関はない

勧告要旨

- ① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手続を規定すること。（13府省）
- ② 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること。（6府省）
既に当該規程を策定している本府省等にあつても、矯正措置の量定について、基準を設けること。（13府省）

(2) 懲戒処分の適正な公表

仕組み

- 人事院は「懲戒処分の公表指針」(*)で、
 - ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
 - ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
 は、原則として事案の概要等を公表することを規定
 ただし、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は公表の例外
 ※ 「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日付け総参-786 人事院事務総長通知）

調査結果

- 平成17年～19年7月までの懲戒処分事案184件について調査
- ・ 公表指針に照らし、公表対象と考えられるにもかかわらず、悪質性がなく他の職員や社会的影響が少ないことなどを理由に12件が未公表

勧告要旨

- ・ 人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表すること。（3府省）

(3) 再発防止対策の一層の推進

報告書
P174～

調査結果

都道府県労働局の一連の不正経理事案（平成17年次、18年次の会計検査で発覚）に対して、厚生労働省は再発防止策を実施

- ・ 平成18年11月、平成20年12月に要綱を策定し、再発防止策の点検・評価、法令等遵守の徹底等の取組により、一定の効果
- ・ しかし、職員間での情報共有の徹底など一層取り組む余地

勧告要旨

- ・ 厚生労働省は、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行うこと。

3 法令等遵守の一層の推進

報告書
P191～

調査結果

- 今回調査対象とした範囲についてみると、職員に対する周知・啓発等の教育活動は必ずしも十分ではない
 - ・ 個々の職員への法令等遵守意識の浸透状況の把握や教育活動等が的確に機能しているのかどうかについての検証・評価が、必ずしも十分に行われていない
- 今回調査した制度や仕組みが連携して有効に機能しているかどうかの検証・評価は行われていない

勧告要旨

- ・ 法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していくこと。（全府省）

<参考> 法令等遵守に係る取組の実態

報告書
P 3～4

【国家公務員に共通して遵守が求められる法令等】

- 国家公務員法 法令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止等を規定
- 国家公務員倫理法 倫理原則、贈与等報告、利害関係者との禁止行為等を規定
- セクハラ防止規則 監督者の責務、相談体制の整備等を規定
- 安全確保指針(※1) 行政機関個人情報保護法(※2)に従い個人情報保護のために職員が講ずべき措置等を規定
- セキュリティ対策統一基準(※3) 統一指針(※4)に従い情報セキュリティ対策確保のために職員が講ずべき措置等を規定

等

- ※1 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日付け総管情第84号）
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- ※3 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（全体版初版）（平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定）
- ※4 政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関のための統一基準の策定と運用等に関する指針（平成17年9月15日情報セキュリティ政策会議決定）

【国民一般に遵守が求められる法令等】

【各府省が所掌する事務等により遵守が求められる法令等】

報告書
P21～

【法令等遵守に係る制度・仕組み】

- 法令等遵守に係る周知・啓発や研修の実施
- 内部監査の実施
- 内部通報窓口等の整備

報告書
P18～21

【法令等遵守に係る組織・体制の整備】

- 服務所管部課の設置
- 倫理監督官の配置等
- セクハラ相談員の配置
- 個人情報の保護に係る管理体制の整備
- 情報セキュリティ対策の体制の整備

（一部の府省において独自に整備している組織・体制）

- 法令等遵守に係る専門組織の設置
- 服務・倫理の保持に関する委員会等の設置

報告書
P47～

民間企業等における法令等遵守態勢

- 会社法により、大会社に対し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備等の内部統制システムの構築を義務付け
- 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）により、一般社団法人及び一般財団法人に対し、大会社と同様に内部統制システムの構築を義務付け

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : 千葉 義 弘 (内線 2 4 9 1)

調 査 官 : 吉 富 淳 (内線 2 5 0 8)

上席評価監視調査官 : 高 橋 喜 義 (内線 2 4 8 4)

電話 (直通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 4 0

(代表) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 1 1 1

F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 3 6

電子メール kans2035@soumu.go.jp